

# 綱紀監察研修資料

～ 綱 紀 に つ い て ～

名古屋国税局 税理士監理官（令和7年8月）

# (税理士の使命)

## 税理士法第1条

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

- 税理士法第1条は、申告納税制度の下における、税理士の果たすべき役割を示し、税理士の社会的地位を明確にするとともに、税理士法全体の精神を示し、解釈に当たっての基本原則を明らかにしたものです。
- 公共的使命を担っている税理士は、納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏しない独立した公正な立場を堅持することが特に求められており、税務に関する専門家として、自己の信念に基づく公正な判断と良識に基づき行動しなければなりません。
- 「納税義務の適正な実現を図る」とは、税法に定めるとおり「過大でも過少でもなく納税する」という趣旨です。

# （税理士の業務）

## 税理士法第2条第1項

税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税等特定の税目を除く。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

### ① 税務代理

申告等、調査若しくは処分に関し、税務官公署に対する主張・陳述を代理・代行すること。

### ② 税務書類の作成

税務官公署に対して提出する申告書等の書類で、財務省令定めるものを作成すること。

### ③ 税務相談

主張・陳述又は申告書等の作成に関し、課税標準等の計算に関する事項について相談に応じること。

- 「業とする」とは、税理士業務を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思を持って行うことをいい、必ずしも有償であることを要しません（税基通2-1）。
- 「作成する」とは、申告書等を自己の判断に基づき作成することをいいます（税基通2-5）。
- 「相談に応じる」とは、具体的な質問に対して、答弁し、指示し又は意見を表明することをいいます（税基通2-6）。

# （税理士法上の義務等）

## 税理士が遵守すべき主な義務等

税理士法第2条第1項では、税理士の使命の重要性に鑑み、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務（税務代理、税務書類の作成及び税務相談）と定め、これを税理士等の独占業務とする一方で、税理士等に対して次のような義務等を課しています。

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| ① 税務代理の権限の明示（法30）        | ⑧ 会則を守る義務（法39）        |
| ② 税理士証票の提示（法32）          | ⑨ 研修（法39の2）           |
| ③ 署名の義務（法33）             | ⑩ 事務所の設置（法40）         |
| ④ 脱税相談等の禁止（法36）          | ⑪ 帳簿作成の義務（法41）        |
| ⑤ 信用失墜行為の禁止（法37）         | ⑫ 使用人等に対する監督義務（法41の2） |
| ⑥ 非税理士に対する名義貸しの禁止（法37の2） | ⑬ 助言義務（法41の3）         |
| ⑦ 秘密を守る義務（法38）           |                       |

## 税務代理の権限の明示（法30）

税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

## 税理士証票の提示（法32）

税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。

## 署名の義務（法33①・②）

- ① 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない。
- ② 税理士又は税理士法人が税務書類を作成したときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。

➤ 署名する税理士が所属税理士である場合には、所属税理士である旨を表示します（税基通33-1）。

## 脱税相談等の禁止（法36）

税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

- 具体的には、脱税を図るための具体的な方法を教示したり、相談相手となり肯定的な回答をしたり、納税者に脱税の意思を起こさせる目的で、具体的な見解を表明するなどの行為をすることは、禁止されています。
- この規定に違反するかどうかは、税理士の上記行為の事実があれば足り、納税者が脱税等を行ったかどうかは関係ありません。

## 信用失墜行為の禁止（法37）

税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

- 税理士の信用又は品位を害するような行為としては、例えば、次のような行為が考えられます。

① 税理士本人の脱税及び多額かつ反職業倫理的な申告漏れ	④ 業務懈怠
② 調査妨害	⑤ 税理士会の会費滞納
③ 税理士業務を停止されている税理士への名義貸し	⑥ 詐欺・横領等の刑法違反

## 非税理士に対する名義貸しの禁止（法37の2）

税理士は、第52条（税理士業務の制限）又は第53条（名称の使用制限）第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

- 日税連作成の「税理士法違反行為の未然防止に向けて」（令和6年12月）において、次の3つ（例示）が、名義貸しの指標として挙げられています。
  - ① 税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けておらず、また、報酬を納税者から直接收受していない
  - ② 税理士業務の補助業務に従事している使用人が、税理士の適正な管理監督下でない
  - ③ 税理士が自己の判断で税務書類を作成していない
- 法第2条第1項第二号に規定する「税務書類を作成する」とは、税理士が自己の判断に基づき作成することをいい（税基通2-5）、税理士でない者が作成した税務書類の内容を確認し、署名したとしても、当該税務書類は、自己の判断に基づいて作成したものではないため、当該規定に抵触します。
- 税理士が主宰する会計法人の従業員（税理士（税理士事務所）と直接雇用関係無し）が、業務の延長として作成した申告書に税理士が署名した場合、会計法人における管理監督が適切になされていたとしても、税理士としての管理監督がなされたものとはいえないため、当該規定に抵触します。

## 秘密を守る義務（法38）

税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。

➤ 「正当な理由」とは、本人の許諾又は法令に基づく義務があることをいいます（税基通38-1）。

➤ 「窃用」とは、自ら又は第三者のために利用することをいいます（税基通38-3）。

（※）当該規定は、税理士に対するものですが、税理士等の使用人等にも、同様の義務規定（法54）が設けられています。

## 税理士法第39条関係

### ○ 会則を守る義務（法39）

税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

### ○ 研修（法39の2）

税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

➤ 日税連会則（第65条第1項）において、本会及び所属税理士会が行う研修を受けなければならない旨が定められており、当該会則に違反（研修未受講）した場合には、法第39条の規定に抵触します。

## 事務所の設置（法40）

- ① 税理士及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。
- ② 税理士が設けなければならない事務所は、「税理士事務所」と称する。
- ③ 税理士は、税理士事務所を2以上設けてはならない。
- ④ 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

➤ 第1項に規定する「事務所」とは、税理士業務を行う「本拠」をいい、「本拠」であるかどうかは、次のような外部に対する表示に係る客観的事実によって判断します（税基通40-1）。

- 看板等の物理的な表示（注）
- ウェブサイトへの連絡先の掲載
- 契約書等への連絡先の記載

（注）日税連作成の「税理士事務所FAQ」（令和5年3月）において、看板のほか、名刺や封筒への所在地などの連絡先の記載、表札・郵便受け等への「税理士事務所」や「税理士法人」との表記が含まれる旨が記載されています。

➤ 税理士事務所以外の場所で、税理士業務を行っていても、外部に対する表示に係る客観的事実がなく、税理士事務所と判定される状態でない場合には、第3項の規定に抵触しません（税基通40-2）。

## 帳簿作成の義務（法41）

税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成（閉鎖後5年間保存）し、委嘱者別に、かつ、1件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

- 納税者から、1年度の税理士業務を総括して受託しているような場合、その年度内において当該納税者に関する税理士業務を実際に行った都度、それぞれについて記載することになります（税基通41-1）。

（※）日税連会則（第64条第3項）において、帳簿（税理士業務処理簿）の標準様式（記載事項を含む）は、常務理事会で定めることとされています。

## 助言義務（法41の3）

税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税等の賦課若しくは徴収を免れる事実等又は国税等の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは偽装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

- 「不正に」とは、委嘱者に故意がある時と解され、また、この義務は、委嘱者に、架空取引の記帳など、積極的な脱税等の意図を示す事実があり、そのことを税理士が認識していた場合に課されると解されます。
- 税理士が助言していれば、委嘱者が従わなかったとしても、当該規定には抵触しません。

## 使用人等に対する監督義務（法41の2）

税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

- 「使用人その他の従業者」とは、税理士と雇用関係にある使用人はもちろんのこと、雇用契約に基づかない者であっても税理士業務に関して税理士の支配・監督権が及ぶ全ての者で、税理士業務の補助事務に従事する家族従事者も含まれます。
- この監督義務は、事務を行う場所によって変わることはありませんので、対面による監督ができない場合であっても、次のような情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断されます（税基通41の2-1）。
  - （1）使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法
  - （2）使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

（※）日税連作成の「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針（令和5年3月）」も参考に、適切な業務管理体制の整備を図って下さい。

## 税理士法人が遵守すべき主な義務等

税理士法人は、税理士業務を組織的に行うことを目的として、税理士が共同して設立した法人である（法48の2）ことから、税理士業務を行う際の税理士の義務等に関する規定については、自然人としての税理士に関するものを除き、税理士法人について準用されます（法48の16）。

なお、税理士法人のみを対象とした、次のような義務規定が設けられています。

### ○ 設立の手続（法48の8①）

税理士法人の設立には、2人以上の社員税理士が必要です（税基通48の8-1）。

### ○ 社員の常駐（法48の12）

従たる事務所を含む各事務所には、各事務所が所在する地域の税理士会の会員である社員税理士を1人以上常駐させなければなりません（税基通48の12-1）。

### ○ 社員の競業の禁止（法48の14）

社員税理士は、個人として税理士業務を行うことができないほか、他の税理士法人の社員となることもできません。

### ○ 業務の執行方法（法48の15）

税理士でない者に税理士業務を行わせることはできません。

# (税理士に対する懲戒処分)

## 懲戒の種類 (法44)

懲戒処分の規定は、税理士業務の執行が、一般納税者に対してのみならず、税務行政に対しても重大な影響を与えることから、財務大臣の監督上の行政処分として設けられており、税理士法第44条において、次の3種類の懲戒処分が規定されています。

### ① 戒告

本人の将来を戒める旨の申し渡しをする処分で、税理士業務あるいは税理士の資格について特に制約を受けることはないため、引き続き税理士業務を行うことができます。

### ② 2年以内の税理士業務の停止

税理士業務を行うことを一定期間やめることを命ずる処分で、停止期間中は税理士業務を行うことができませんが、税理士登録は抹消されず、税理士会会員の身分は保持されます。

### ③ 税理士業務の禁止

税理士業務を行ってはならない旨を命ずる処分で、処分を受けた日から3年を経過する日まで税理士となる資格を有しない(法4⑥)こととなり、税理士登録が抹消(法26①四)され、所属税理士会を退会することになります(法49の6⑦)。

## 懲戒処分事由

懲戒処分は、税理士に対し不利益をもたらす処分ですので、懲戒処分を受けることとなる事由（懲戒の構成要件）は、税理士法第45条及び同法第46条において明確に規定されています。

### ○ 脱税相談等をした場合の懲戒（法45）

#### ① 故意による場合

税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき又は法第36条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分の対象となります。

➤ 「故意」とは、事実と反し又は反するおそれがあると認識して行うことをいいます（税基通45-1）。

#### ② 過失による場合

税理士が、相当の注意を怠り、第45条第1項に規定する行為をしたときは、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分の対象となります。

➤ 「相当の注意を怠り」とは、税理士が職業専門家としての知識経験に基づき通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見しえなかったことをいいます（税基通45-2）。

## 懲戒処分事由

### ○ 一般の懲戒（法46）

税理士が、第45条に規定する行為をした場合以外にも、第33条の2（計算書類、審査事項等を記載した書面の添付）第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又は税理士法若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分の対象となります。

➤ 法第46条の規定に該当する対象行為等については、「税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」（財務省告示第104号）（Ⅱ・第1・2）において次のような行為が定められています。

- |                             |                           |
|-----------------------------|---------------------------|
| ① 添付書面への虚偽記載（法46該当）         | ⑨ 非税理士への名義貸し（法37の2違反）     |
| ② 自己脱税（法37違反）               | ⑩ 秘密を守る義務違反（法38違反）        |
| ③ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（法37違反）  | ⑪ 帳簿作成の義務違反（法41違反）        |
| ④ 調査妨害（法37違反）               | ⑫ 使用人等に対する監督義務違反（法41の2違反） |
| ⑤ 税理士業務停止中の税理士への名義貸し（法37違反） | ⑬ 業務の制限違反（法42違反）          |
| ⑥ 業務懈怠（法37違反）               | ⑭ 業務停止処分違反（法46違反）         |
| ⑦ 会費滞納（法37違反）               | ⑮ その他（法46違反）              |
| ⑧ その他反職業倫理的行為（法37違反）        |                           |

## ○ 対象行為等に係る補足説明

### ① 添付書面への虚偽記載

法第33条の2第1項又は第2項の規定により添付する書面への虚偽の記載すること。

### ② 自己脱税

自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。）の申告について、不正所得金額等があること。

### ③ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ

自己の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなもの。

### ④ 調査妨害

税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすること。

### ⑤ 名義貸し

自己の名義を他人に使用させること。

### ⑥ 業務懈怠

委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠ったこと。

### ⑦ 会費滞納

所属する税理士会（県連合会及び支部を含みます。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納すること。

### ⑧ その他反職業倫理的行為

②から⑦以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたこと。

### ⑨ 業務停止処分違反

税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行うこと。

### ⑩ その他

前頁の対象行為等以外の場合で、税理士法又は国税等に関する法令の規定に違反すること。

# （税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方）

税理士法第45条及び第46条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分、法第48条の20の規定に基づく税理士法人に対する処分の基準・考え方は、「税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」（財務省告示第104号）に定められ、国税庁ホームページでも公表されています。

## I 総則

### ○ 量定の判断要素及び範囲（第一）

税理士法に規定する税理士等に対する懲戒処分等の量定の判断に当たっては、財務省告示104号のIIに定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、次の点を総合的に勘案し、決定するものとする。

- ① 不正行為の性質、態様、効果等
- ② 税理士の不正行為の前後の態度
- ③ 懲戒処分等の前歴
- ④ 選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
- ⑤ その他個別事情

# I 総則

## ○ 使用人等が不正行為を行った場合の税理士等に対する懲戒処分（第二・1）

税理士等の使用人その他の従業者が不正行為を行った場合における、使用者である税理士等に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

### （1）使用人等の不正行為を税理士等が認識していた場合

➤ 当該税理士等が、その不正行為を行っていたものとして懲戒処分がなされます。

### （2）使用人等の不正行為を税理士等が認識していなかった場合

➤ 内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、使用人等の不正行為が認識できなかったことについて、税理士等に相当の責任が認められる場合には、当該税理士等が、過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分がなされます。

➤ 上記に該当しないときであっても、使用人等が不正行為を行っていたことについて、税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、当該税理士等が、法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分がなされます。

## II 量定の考え方

### ○ 税理士に対する量定（第一・1及び2）

税理士に対する懲戒処分の量定を取りまとめると、次表のとおりとなります。

対象行為等		処分の種類	判断要素	量定						
				戒告	停止				禁止	
					6月未満	6月以上	1年超	2年以内		
法45	不真正税務書類の作成等	故意	2年以内の停止又は禁止	税理士の責任を問得る「不正所得金額等」						
		過失	戒告又は2年以内の停止	税理士の責任を問得る「申告漏れ所得金額等」						
法46	添付書面への虚偽記載		戒告 又は 2年以内の業務の停止 又は 業務の禁止	虚偽記載の件数、虚偽の程度						
	法37 (信用失墜行為) 違反	自己脱税		不正所得金額等						
		多額かつ反職業倫理的自己申告漏れ		申告漏れ所得金額等						
		調査妨害		行為の回数、程度						
		税理士業務停止中の税理士への名義貸し		名義貸し人数、作成件数、期間、対価の額等						
		業務懈怠		—						
		会費滞納		—						
	その他反職業倫理的行為	—								
	法37の2（非税理士への名義貸し）違反			名義貸し人数、作成件数、期間、対価の額等						
	法38（秘密を守る義務）違反			—						
	法41（帳簿作成の義務）違反			—						
法41の2（使用人等に対する監督義務）違反		—								
法42（業務の制限）違反		税務代理、税務書類の作成又は相談の件数								
業務停止処分違反		—								
その他		—								

## (税理士等に対する懲戒処分件数)

会計年度		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	計
処分件数		内2 43	内2 22	内2 21	内1 13	内2 38	内7 64	内16 201
処分別の内訳	禁 止	内1 14	4	5	4	内2 5	内2 10	内5 42
	停 止	内1 29	内2 18	内2 16	内1 9	33	内5 52	内11 157
	戒 告	0	0	0	0	0	2	2

(参 考)

態 様 別 の 内 訳	不真正税務書類作成	内1 16	4	内1 8	6	6	内3 27	内5 67
	自己脱税	内1 5	内1 5	1	1	1	1	内2 14
	自己申告漏れ	6	内1 7	内1 6	内1 5	20	内3 18	内6 62
	名義貸し	13	5	2	1	6	内1 9	内1 36
	その他	3	1	4	0	内2 5	9	内2 22

(※)内書は、名古屋局の処分件数です。

# （懲戒処分を受けるべきであったことについての決定等）

## 税理士法第48条第1項

従来の、いわゆる「懲戒処分のがれ」が可能となっているといった課題を踏まえ、令和4年度の税理士法改正において、この制度が設けられました。

この決定を受けた者は、業務禁止相当の場合は、その後3年間、また、業務停止相当の場合は、決定された期間、税理士登録ができないこととなります。

### ○ 懲戒処分を受けるべきであったことについての決定等（法48①）

財務大臣は、税理士であった者につき税理士であった期間内に第45条（脱税相談等をした場合の懲戒）又は第46条（一般の懲戒）に規定する行為又は事実があると認めるときは、当該税理士であった者がこれらの規定による懲戒処分を受けるべきであったことについて決定をすることができる。

この場合において、財務大臣は、当該税理士であった者が受けるべきであった懲戒処分の種類（当該懲戒処分が第44条第二号に掲げる処分である場合には、懲戒処分の種類及び税理士業務の停止をすべき期間）を明らかにしなければならない。

➤ この規定は、令和5年4月1日以降の違反行為について適用されます。

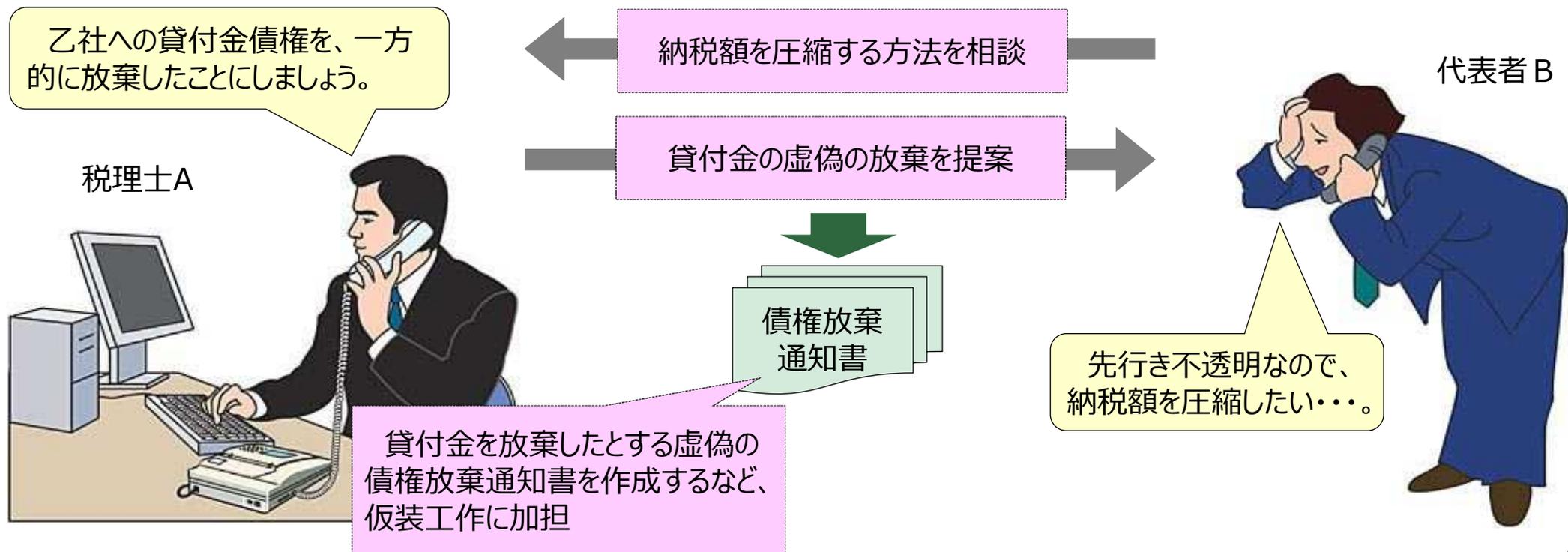
# 税理士法違反行為事例

- 事例 1 脱税相談をした場合
- 事例 2 故意に不真正の税務書類を作成した場合
- 事例 3 相当の注意を怠り不真正の税務書類を作成した場合
- 事例 4 自己脱税をした場合
- 事例 5 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れをした場合
- 事例 6 業務懈怠をした場合
- 事例 7 非税理士に対する名義貸しをした場合
- 事例 8 税理士が使用人の不正行為を認識していなかった場合①
- 事例 9 税理士が使用人の不正行為を認識していなかった場合②
- 事例10 社員税理士が不正行為を行い、かつ、税理士法人の運営が著しく不当である場合

## (事例1) 脱税相談をした場合

### 事案概要

税理士Aは、関与先である甲社の代表者Bから、今後の景況が不透明であるため、今期の納税額を圧縮したい旨の相談を受け、付き合いの長いBの強い求めに応じ、取引先法人乙に対する貸付金を、放棄したかのように装うことを提案し、Bの了承を得た上で、当該貸付金を全額放棄したとする虚偽の債権放棄通知書を作成し、貸倒損失を計上することで不正に所得金額を減少させ納税額を圧縮させるための工作に加担した。



## (事例1) 脱税相談をした場合

### 適用条文等

#### (脱税相談等の禁止(法36))

税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

#### (脱税相談等をした場合の懲戒(法45①))

財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

【量定】 税理士の責任を問い得る不正所得金額等の額に応じて、6月以上2年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止

### 留意点

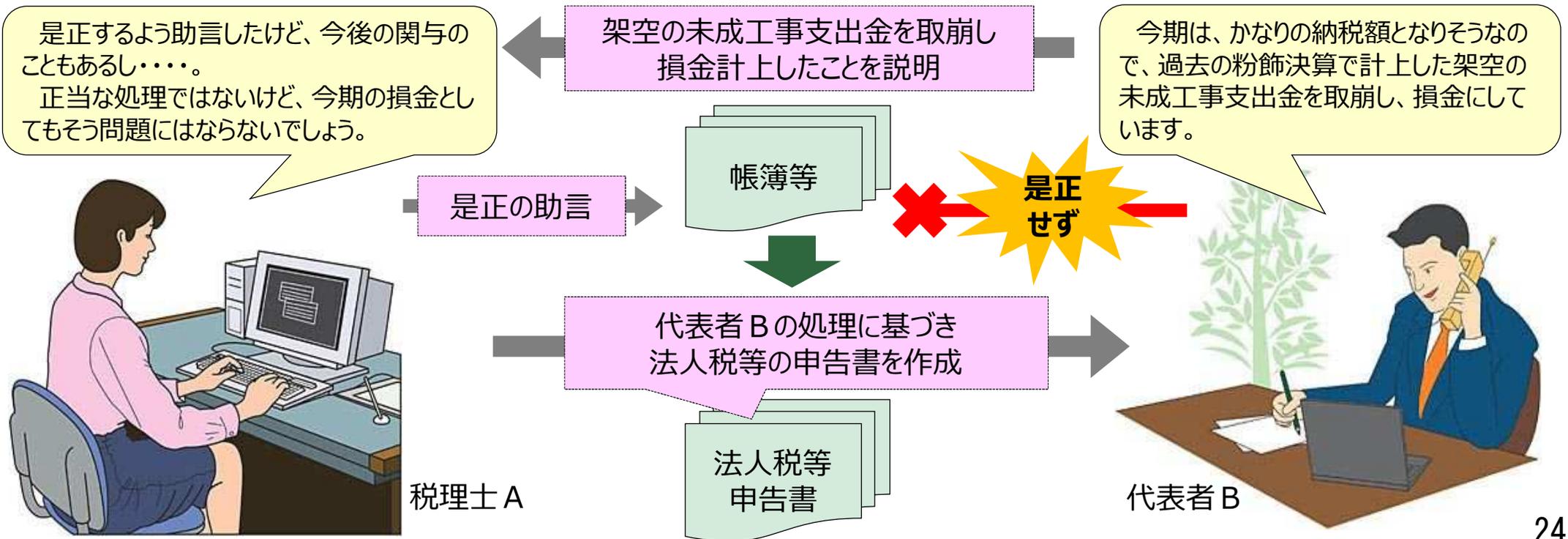
- 税理士法第36条に規定する
  - 「指示をし」とは、適正な納税義務の実現を回避させ、又は税の逋脱を図るための具体的な方法を教示すること。
  - 「相談に応じ」とは、税の逋脱の具体的な方法等について相談相手となり、肯定的な回答をすること。
  - 「類似する行為」とは、特定の納税義務者に税の逋脱の意思を起こさせる目的で、具体的な見解を表明する等により脱税を示唆する等の行為がこれに該当する。
- 脱税相談等の禁止規定に違反するかどうかは、税理士による税の逋脱を図るための指示等の行為があれば足り、納税義務者が実際に逋脱行為を行ったかどうかは問わない。

## (事例2) 故意に不真正の税務書類を作成した場合

### 事案概要

税理士 A は、関与先である甲社の法人税等の確定申告に当たり、同社の代表者 B から、今期の業績が好調で納税額が多額となるため、過去の粉飾決算において計上した架空の未成工事支出金を今期の売上原価とした旨の説明を受けたことから、正当な処理に是正するよう助言した。

しかしながら、B は、粉飾決算により納付し過ぎた税金を取り戻すだけであると、助言に応じなかったため、A は、今後の関与等のことも考え、B の処理に基づき不正に所得金額等を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。



## (事例2) 故意に不真正の税務書類を作成した場合

### 適用条文等

#### (脱税相談等をした場合の懲戒(法45①))

財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実にして税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

【量定】 税理士の責任を問い得る不正所得金額等の額に応じて、6月以上2年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止

### 留意点

- 税理士法第45条第1項に規定する
  - 「故意」とは、事実にして、又は反するおそれがあると認識して行うことをいう(税基通45-1)。
  - 「真正の事実にして税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき」とは、委嘱者である納税義務者から提示を受けた帳簿、書類等に基づき、税理士が自己の職業専門家としての知識と経験による判断をもって真正の事実にしてと認識しながら、あえて、その不真正な事実に基づいて税務代理又は税務書類の作成をしたことをいう。
- 税理士は、委嘱者が、所得金額等の計算の基礎となる事実について偽装・隠ぺいしている事実等を知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない(法41の3)。
  - 税理士は、是正するよう助言をしていれば、委嘱者がそれに従わなかったとしても、この義務規定には違反しないが、そのまま業務を継続すると、結果として、法第45条第1項に規定する、「故意に、真正の事実にして税務書類を作成したとき」に該当することとなる。

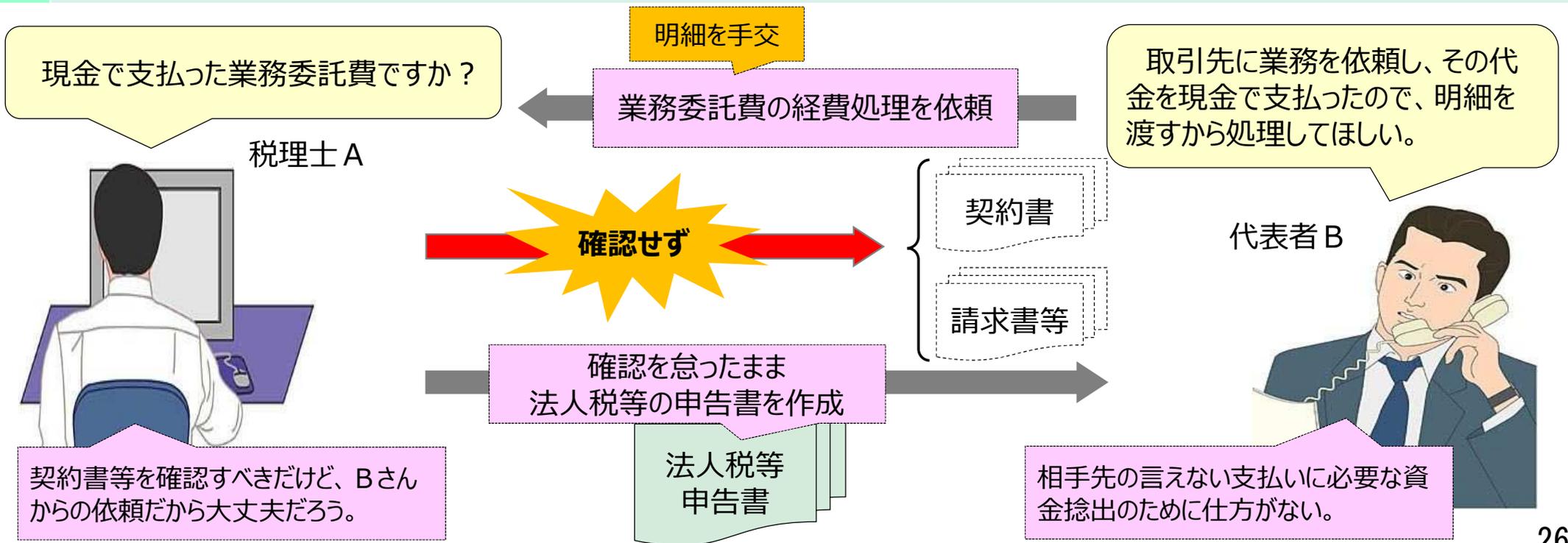
### (事例3) 相当の注意を怠り不真正の税務書類を作成した場合

#### 事案概要

税理士 A は、関与先法人である甲社の法人税等の確定申告に当たり、同社の代表者 B から、「取引先に対して現金で支払った業務委託費を経費処理してほしい」と依頼を受けた。

A は、当該業務委託に係る契約内容のほか、請求書等の証ひょう類を確認するなど、その適否を検討することなく、B が作成した明細及び B からの口頭説明に基づき、業務委託費として損金計上して法人税等の申告書を作成した。

なお、甲社に対する後日の税務調査において、当該業務委託費は架空であった事実が判明した。



### (事例3) 相当の注意を怠り不真正の税務書類を作成した場合

#### 適用条文等

#### (脱税相談等をした場合の懲戒(法45②))

財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたとき(注)は、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

(注) 真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は、脱税相談等の法36条の規定に違反する行為をしたとき。

【量定】 税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等の額に応じて、戒告 又は 2年以内の税理士業務の停止

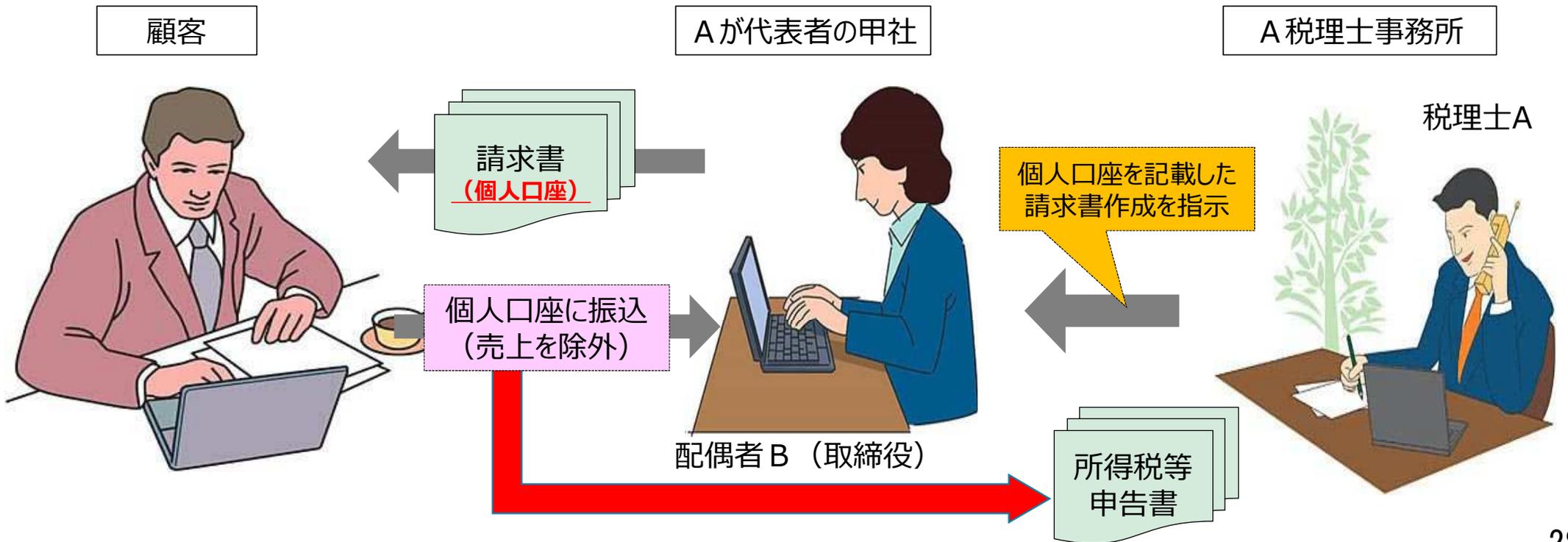
#### 留意点

- 税理士法第45条第2項に規定する
  - 「相当の注意を怠り」とは、税理士が、職業専門家としての知識・経験に基づき、通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったことをいう(税基通45-2)。

## (事例4) 自己脱税(信用失墜行為)をした場合

### 事案概要

税理士Aは、自身が代表者である記帳代行を業とする甲社の法人税等の確定申告に当たり、同社の取締役(経理担当)である配偶者Bに指示し、自身の個人名義の預金口座を振込先として記載した記帳代行に係る請求書を発行させる方法で、特定の顧客に当該口座に代金の振り込みをさせ、売上を除外することで、不正に所得金額等を圧縮した申告書を作成した。



## (事例4) 自己脱税(信用失墜行為)をした場合

### (信用失墜行為の禁止(法37))

税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

### (一般の懲戒(法46))

財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条(懲戒の種類)に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】 不正所得金額等の額に応じて、2年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止

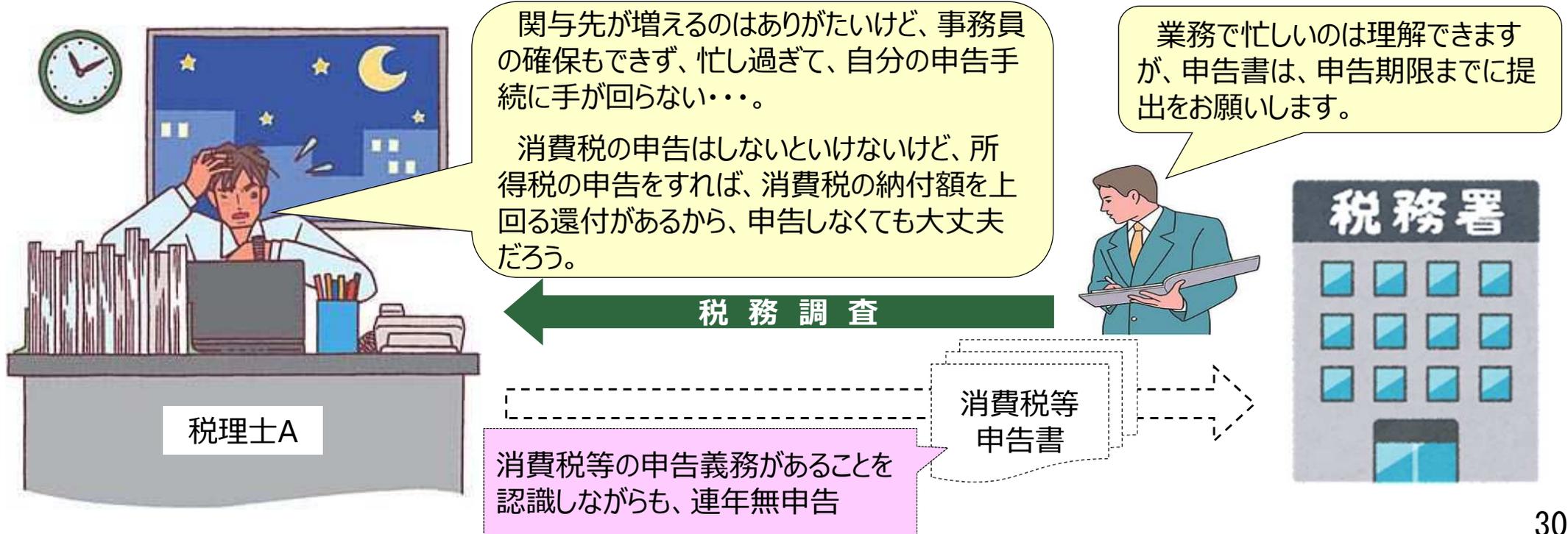
- 税理士本人の脱税(自己脱税)については、税理士法第37条に規定する「税理士の信用又は品位を害する行為」に該当する。
- 財務省告示第104号(II・第1・2(2)イ)に定める、
  - 「自己脱税」とは、税理士の自己の申告について、不正所得金額等があることをいう。
  - 「自己」には、税理士が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。

## (事例5) 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ(信用失墜行為)をした場合

### 事案概要

税理士Aは、自身の消費税等の確定申告に当たり、申告義務があることを認識していたにもかかわらず、ここ数年、関与先の増加に対応するための使用人の雇用ができず、業務多忙となったことに加えて、所得税等の確定申告をすれば、消費税等の納税額を上回る還付を受けられることのできる安易な考えから、税務調査を受けるまで、連年、法定申告期限までに消費税等の確定申告書を提出せず、無申告としていたことから、多額の申告漏れ税額を生じさせた。

なお、Aは、過去にも法定申告期限までに申告書を提出していなかったため、指導を受けていた。



## (事例5) 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ(信用失墜行為)をした場合

### 適用条文等

#### (信用失墜行為の禁止(法37))

税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

#### (一般の懲戒(法46))

財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】 申告漏れ所得金額等の額に応じて、戒告 又は 2年以内の税理士業務の停止

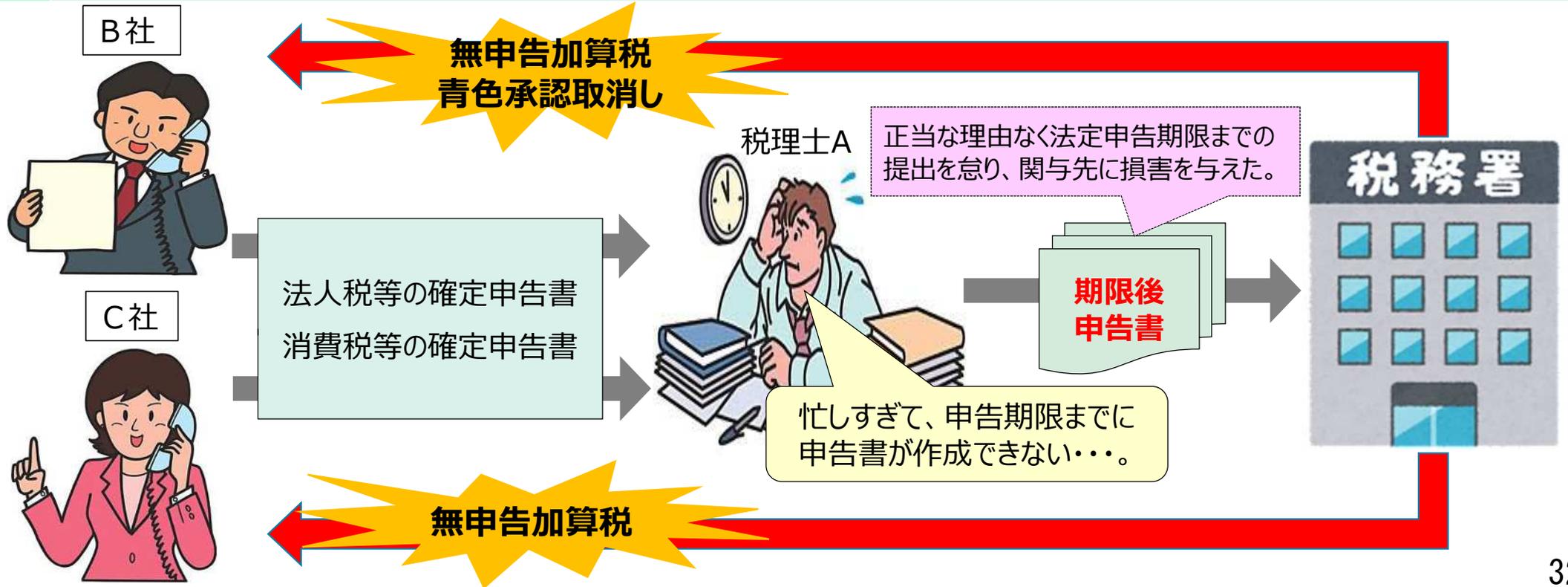
### 留意点

- 税理士本人の多額かつ反職業倫理的な申告漏れについては、税理士法第37条に規定する「税理士の信用又は品位を害する行為」に該当する。
- 財務省告示第104号(II・第1・2(2)ロ)に定める
  - 「多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ」とは、税理士の自己の申告における申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するものをいう。
  - 「自己」には、税理士が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。
- 無申告とは、申告義務があるにもかかわらず、法定申告期限までに申告しなかった場合が対象となる。

## (事例6) 業務懈怠(信用失墜行為)をした場合

### 事案概要

税理士Aは、自身が代表者である甲社の業務が多忙となり、税理士業務が疎かとなっていた。このような状況において、Aは、関与先であるB社及びC社の法人税等及び消費税等の確定申告書の作成等の委嘱を受けていたにもかかわらず、申告書の作成作業が遅延し、提出を失念するなど正当な理由なく法定申告期限までに申告書の提出を怠ったことにより、B社及びC社に対して無申告加算税の賦課の損害を与えたほか、B社には、更に青色申告の承認取消しの損害も与えた。



## (事例6) 業務懈怠(信用失墜行為)をした場合

### 適用条文等

#### (信用失墜行為の禁止(法37))

税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

#### (一般の懲戒(法46))

財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】 戒告 又は 1年以内の税理士業務の停止

### 留意点

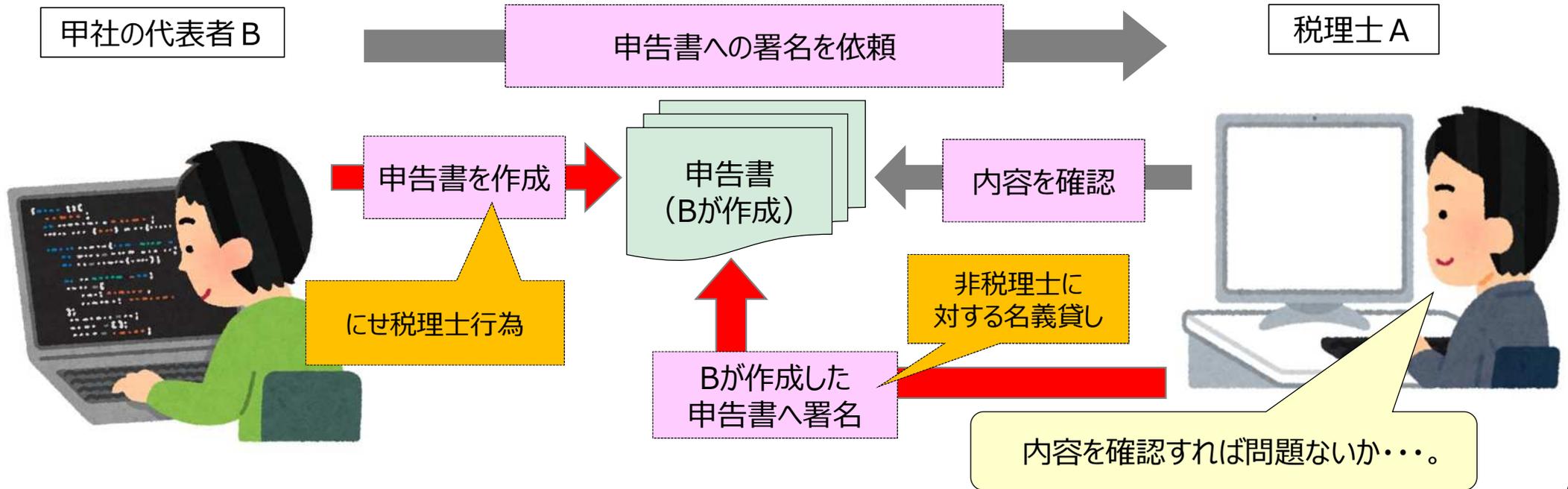
- 税理士の業務懈怠については、法第37条に規定する「税理士の信用又は品位を害する行為」に該当する。
- 財務省告示第104号(II・第1・2(2)ホ)に定める
  - 「業務懈怠」とは、委嘱された税理士業務を正当な理由なく怠ることをいう。

## (事例7) 非税理士（法52条の税理士業務の制限に違反する者）に対して名義貸しをした場合

### 事案概要

記帳代行を業とする甲社の代表者で、税理士資格を有していないBは、業務の延長として顧客の確定申告書を作成し、自身が作成した確定申告書への署名を、税理士Aに依頼していた。

Aは、税理士でない者が作成した確定申告書に署名しても、その内容を税理士が確認していれば名義貸しには該当しないと認識していたことから、Bが作成した確定申告書に記載漏れや計算誤りがなにか形式的なチェックを行った上で、同人の依頼に応じて、自身の署名を行っていた。



## (事例7) 非税理士(法52条の税理士業務の制限に違反する者)に対して名義貸しをした場合

### 適用条文等

#### (非税理士に対する名義貸しの禁止(法37の2)) ➡ 税理士A

税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

#### (一般の懲戒(法46))

財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】 名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、2年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止

#### (税理士業務の制限(法52)) ➡ 代表者B

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

【罰則】 2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金(法59①四)

### 留意点

- 日税連作成資料(令和6年12月)では、名義貸し行為の指標として、次の3つ(例示)が挙げられている。
  - ① 税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けておらず、また、報酬を納税者から直接收受していない
  - ② 税理士業務の補助業務に従事している使用人が、税理士の適正な管理監督下でない
  - ③ 税理士が自己の判断で税務書類を作成していない
- 税理士法第2条第1項第2号に規定する
  - 「税務書類の作成」とは、税理士が、同号に規定する書類を自己の判断に基づいて作成することをいい、単なる代書は含まれない(税基通2-5)。

## (参考) 非税理士 (法52条の税理士業務の制限に違反する者) に対して名義貸しをした場合

### 【事例1】

税理士Aは、税理士でないBから依頼され、Bが作成した知人の所得税等の確定申告書の下書きを受領し、自身のパソコンにその下書きの内容をそのまま入力した上で、電子署名を行い代理送信を行った。

### 【解説】

Aは、自らパソコンに申告内容を入力して電子申告を行っていますが、入力した内容は、Bにより作成された申告書の下書きの内容のままであることから、当該申告書は、Aが自身の判断で作成したものとはいえず、名義貸しに該当する。

### 【事例2】

税理士Aが主宰する会計法人の従業員B (Aとは雇用関係はない。) が、会計業務の延長として、同法人の顧客の所得税等の確定申告書を作成し、当該確定申告書に、税理士Aは署名を行った。

### 【解説】

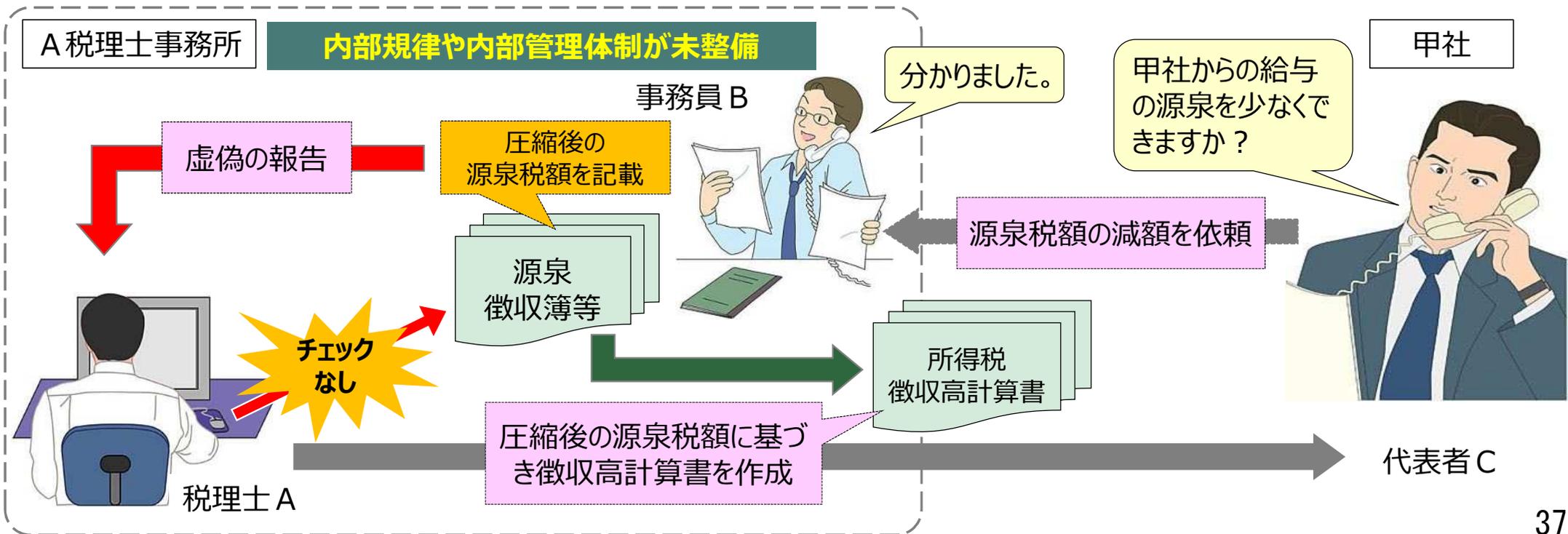
会計法人において、Aが従業員の業務に係る管理監督を適切に行っていたとしても、Bは、Aとは雇用関係がない (Aの使用人とは言えない) ため、税理士としての管理監督がなされたものでなく、また、Aは、署名を行った申告書の作成に何らかかわっていないことから、当該申告書は、Aが自身の判断で作成したものとはいえず、名義貸しに該当する。

## (事例8) 税理士が使用人の不正行為を認識していなかった場合①

### 事案概要

A 税理士事務所に勤務する事務員 B は、税理士 A の関与先である甲社の給与に係る源泉徴収に当たり、同社の代表者 C からの依頼に応じ、従たる給与に係る源泉所得税額を、源泉徴収税額表（月額表）の乙欄でなく甲欄を適用し算定することで、不正に源泉所得税額を圧縮していた。

なお、A は、事務所の内部規律等を整備しておらず、B からの適正計算したとの虚偽の業務報告を信用し、自身で源泉徴収簿等の内容の確認を何ら行なわず、B の不正行為を見過ごすなど、相当の注意を怠った結果、源泉所得税額を圧縮した真正の事実と反する所得税徴収高計算書を作成した。



## (事例8) 税理士が使用人の不正行為を認識していなかった場合①

### 適用条文等

#### (脱税相談等をした場合の懲戒 (法45②))

財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたとき(注)は、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

(注) 真正の事実にして税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は、脱税相談等の法36条の規定に違反する行為をしたとき。

【量定】 税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等の額に応じて、戒告 又は 2年以内の税理士業務の停止

### 留意点

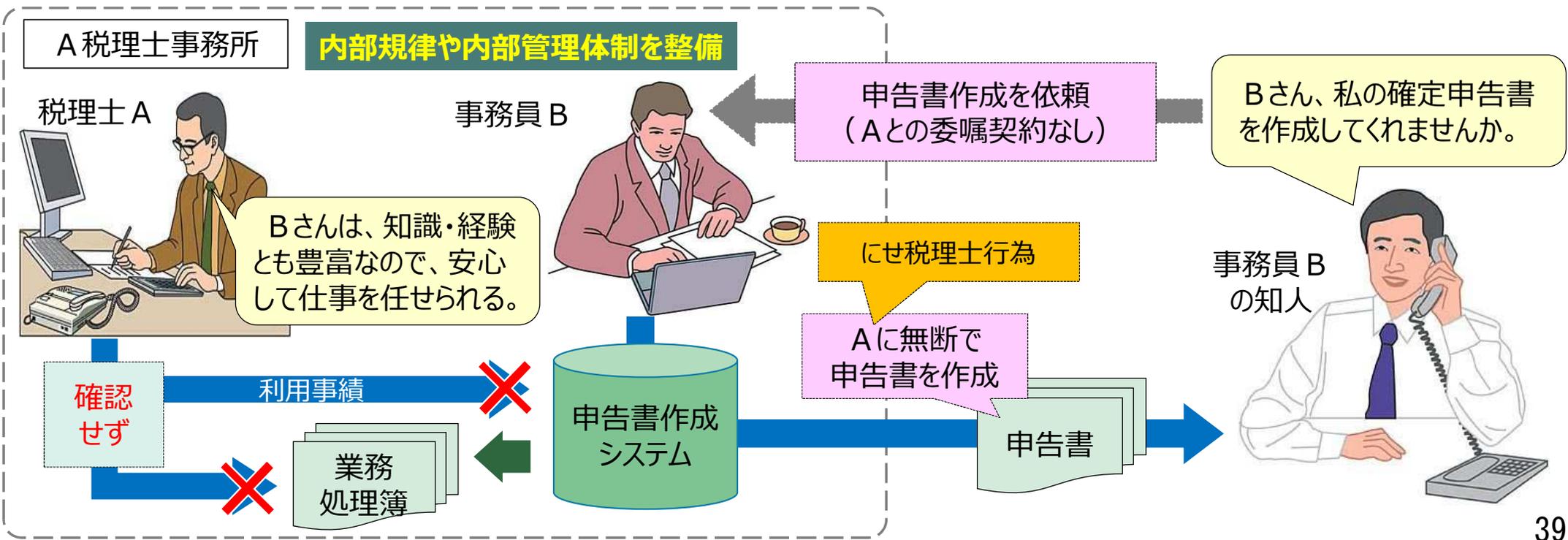
- 財務省告示104号(1・第2・1)において、税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用人である税理士等に対する懲戒処分は、次に掲げるところによる旨が定められている。
  - (1) 使用人等の不正行為を使用人である税理士等が認識していたとき  
使用人である税理士等が不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。
  - (2) 使用人等の不正行為を使用人である税理士等が認識していなかったとき
    - 内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、不正行為を認識できなかったことについて使用人である税理士等に相当の責任があると認められる場合は、使用人である税理士等が過失により不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。
    - 上記に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用人である税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合は、使用人である税理士等が税理士法41条の2の「使用人等に対する監督義務」の規定に違反したものとして懲戒処分の対象になる。

## (事例9) 税理士が使用人の不正行為を認識していなかった場合②

### 事案概要

A 税理士事務所に勤務する事務員 B は、A との委嘱契約がない自身の知人からの「確定申告書を作成してほしい」との依頼を断ることができず、A に無断で、事務所に備え付けの申告書作成システムを使用して、自らの判断で知人の確定申告書を作成した。

A は、事務所が適正に運営されるよう内部規律や内部管理体制を整備していたものの、知識や業務経験豊富で信頼していた B に関しては、業務を任せきりにしていたほか、申告書作成システムの利用実績や業務処理簿を確認していなかった。



## (事例9) 税理士が使用人の不正行為を認識していなかった場合②

### 適用条文等

#### (使用人等に対する監督義務 (法41の2))

税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

#### (一般の懲戒 (法46))

財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】 戒告 又は 1年以内の税理士業務の停止

### 留意点

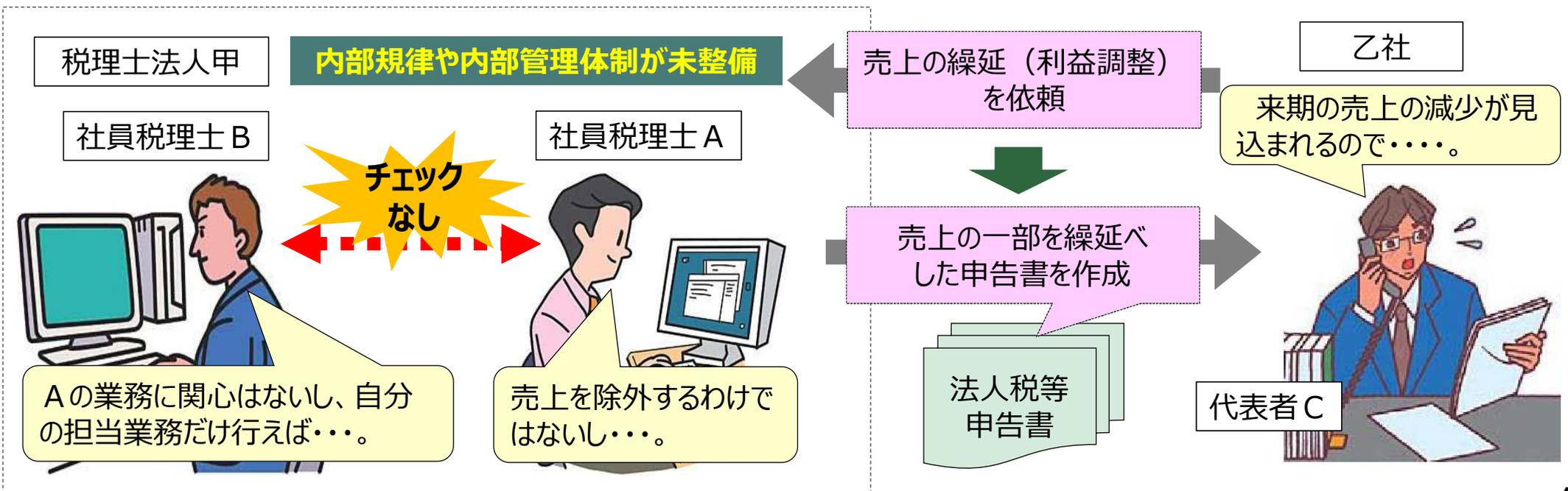
- 財務省告示104号 (1・第2・1)において、税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用人である税理士等に対する懲戒処分は、次に掲げるところによる旨が定められている。
  - (1) 使用人等の不正行為を使用人である税理士等が認識していたとき  
使用人である税理士等が不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。
  - (2) 使用人等の不正行為を使用人である税理士等が認識していなかったとき
    - 内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、不正行為を認識できなかったことについて使用人である税理士等に相当の責任があると認められる場合は、使用人である税理士等が過失により不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。
    - 上記に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用人である税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合は、使用人である税理士等が税理士法41条の2の「使用人等に対する監督義務」の規定に違反したものとして懲戒処分の対象になる。

## (事例10) 社員税理士が不正行為を行い、かつ、税理士法人の運営が著しく不当である場合

### 事案概要

税理士法人甲の社員税理士Aは、関与先である乙社の法人税等の確定申告に当たり、同社の代表者Cから「来期、売上の減少が見込まれるため、今期の売上の一部を来期に繰延べたい」との依頼を受けたことから、特定の売上先の今期末の売上（売掛金）を翌期の売上とすることで、不正に所得金額等を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

なお、税理士法人甲では、社員税理士Aの他に社員税理士Bがいたが、業務管理のための規定等がなく、社員税理士や事務員の業務の遂行状況をチェックする体制も整備されていないなど、業務運営の適正を確保するための内部規律や内部管理体制が整備されていなかったこともあり、社員税理士Bは、甲社の不正行為を認識していなかった。



## (事例10) 社員税理士が不正行為を行い、かつ、税理士法人の運営が著しく不当である場合

### 適用条文等

(脱税相談等をした場合の懲戒 (法45①)) ➡ 社員税理士 A

(脱税相談等をした場合の懲戒 (法45②)) ➡ 社員税理士 B

(違法行為等についての処分 (法48の20①)) ➡ 税理士法人甲

財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは2年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

#### 【税理士法人の運営が著しく不当と認められる場合の量定】

法45条又は法46条に規定する行為を行った社員税理士の量定に応じて、戒告 2年以内の業務の全部若しくは一部の停止 又は 解散

### 留意点

- 財務省告示第104号 (1・第2・2) において、税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合の他の社員税理士に対する懲戒処分は、次のとおり定められている。
  - (1) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたとき
    - 他の社員税理士も不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。
  - (2) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったとき
    - 税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、不正行為を認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合は、当該他の社員税理士も過失により不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

## 税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

（令和7年6月30日の官報公告分）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
禁止	法45①（故意による不真正税務書類の作成）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの依頼により、同社が過去の決算における粉飾経理で計上していた売掛金及び棚卸資産の残高をなくすために、売上及び棚卸資産の金額を減額することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。</li> </ul>
禁止	法45①（故意による不真正税務書類の作成） 法41（帳簿作成義務違反）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、関与先であるA社の所得税の確定申告に当たり、正当な売上金額を認識していたにもかかわらず、同関与先からの依頼により売上金額を減額することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。加えて、同関与先に対する税務調査の際に、上記不正を認識していたにもかかわらず、調査担当者に真実を述べることなく、不真正な申告書の修正を行わなかった。また、これに伴い、同関与先の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。</li> <li>被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</li> </ul>
禁止	法45①（故意による不真正税務書類の作成）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、関与先であったA社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税に関する各種届出書の確認を怠り、本来、簡易課税制度の適用期間中であるにもかかわらず、一般課税で作成した結果、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。これに関連し、同社の基準期間の消費税及び地方消費税の確定申告について、同社がB社から受領した金員が同期間の取引に係るものではないおそれがあると認識しながら、その取引に係る契約書の日付を変更させた上で、同期間の課税売上高として計上することによって、不正に課税売上高を5,000万円超とする真正の事実に対する修正申告書を作成した。更に、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、新型コロナウイルスによる影響がなかったことを認識していたにもかかわらず、自己の判断により、事実とは異なる新型コロナウイルスの影響を理由として、本来、課税期間の開始前に提出すべき消費税簡易課税制度選択不適用届出書を課税期間の開始後に提出した。</li> </ul>
停止 （2年）	法45①（故意による不真正税務書類の作成） 法37（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、正当な売上金額を認識していたにもかかわらず、同社の代表者からの依頼により、売上金額の一部を短期借入金に振り替えることによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。</li> <li>被処分者は、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</li> </ul>

## 税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

（令和7年6月30日の官報公告分）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
停止 （1年9月）	法45①（故意による不真正税務書類の作成） 法41（帳簿作成義務違反）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、関与先であったA社の法人税の確定申告に当たり、自己の判断により、取引の事実がない架空の仕入を計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</li> <li>被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</li> </ul>
停止 （1年7月）	法45①（故意による不真正税務書類の作成） 法41（帳簿作成義務違反）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、関与先であったA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの依頼により、支払事実のない同社の従業員に対する架空の給料手当、雑給を計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</li> <li>被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</li> </ul>
停止 （7月）	法45②（過失による不真正税務書類の作成）	<ul style="list-style-type: none"> <li>A税理士法人の社員税理士である被処分者は、同税理士法人の関与先であるB社の法人税の確定申告に当たり、同税理士法人の代表社員であるC税理士から、金融機関対策として期中に一時的に架空仕入を計上した試算表を作成し、決算期末にこれを取り消して正当な申告書を作成するよう指示を受けていたが、相当の注意を怠り、C税理士からの指示に基づき計上していた架空仕入の全部を取り消して真正な申告書を作成したと誤信し、一部の取消しを行わなかったことによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</li> </ul>
停止 （7月）	法45②（過失による不真正税務書類の作成）	<ul style="list-style-type: none"> <li>A税理士法人の代表社員である被処分者は、同税理士法人の関与先であるB社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者から、金融機関対策として期中に一時的に架空仕入を計上した試算表を作成し、決算期末に当該架空仕入を取り消して正当な申告書を作成するよう依頼を受けていたが、相当の注意を怠り、同代表者の依頼に基づき同税理士法人の社員税理士であるC税理士に指示して当該架空仕入の全部を取り消して真正な申告書を作成したと誤信し、一部の取消しを行わなかったことによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</li> </ul>
禁止	法37（自己脱税）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、申告書の作成を依頼している税理士法人Aに対し、本来収入として計上すべき株式譲渡収入について、申告しない意図のもとに原始記録を提出せずに、株式譲渡所得を除外した申告書を作成させることにより、不正に所得金額を圧縮して申告した。</li> </ul>

## 税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

（令和7年6月30日の官報公告分）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
禁止	法37（自己脱税）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、自己が代表社員であった税理士法人Aの法人税の確定申告と自己が主宰するB社の法人税の確定申告に当たり、両社間に業務委託の事実がないことを認識しながら、同税理士法人において架空の業務委託費を計上することなどにより、不正に所得金額を圧縮して申告した。また、これに伴い、税理士法人Aの消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮して申告した。</li> </ul>
解散	法37（自己脱税）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分法人は、自社の法人税の確定申告に当たり、代表社員であったA税理士が、B社との間に業務委託の事実がないことを認識しながら、架空の業務委託費を計上することなどにより、不正に所得金額を圧縮して申告した。また、これに伴い、自社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮して申告した。</li> </ul>
停止 （2年）	法37（自己脱税） 法37（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 法41（帳簿作成義務違反）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、売上の一部を除外することなどによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</li> <li>被処分者は、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</li> <li>被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</li> </ul>
停止 （1年6月）	法37（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 法37（業務け怠） 法41（帳簿作成義務違反）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、父である被相続人Aに係る相続税の申告に当たり、相続税の申告義務があることを認識していたにもかかわらず、法定申告期限までに申告せず、課税価格の申告漏れを生じさせた。</li> <li>被処分者は、父である被相続人Aに係る相続税の申告に当たり、相続人であるBから申告書の作成や提出等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく法定申告期限までの提出を怠り、その結果、同人に対して無申告加算税の賦課等の損害を与えた。</li> <li>被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</li> </ul>
停止 （11月）	法37（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。更に、自己が代表者であるA社の法人税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。</li> </ul>

## 税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

（令和7年6月30日の官報公告分）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
停止 （9月）	法37（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</li> </ul>
停止 （7月）	法37（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</li> </ul>
停止 （6月）	法37の2（非税理士に対する名義貸し） 法41（帳簿作成義務違反）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、税理士法人でないA社が、同法人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税、贈与税、相続税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。</li> <li>被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</li> </ul>
停止 （5月）	法37の2（非税理士に対する名義貸し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、税理士法人でないA社及び税理士でないBが、同法人及び同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。</li> </ul>
停止 （4月）	法37の2（非税理士に対する名義貸し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、税理士でないAが、同人の判断に基づいて作成した複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。</li> </ul>
停止 （4月）	法37の2（非税理士に対する名義貸し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、税理士でないAが、同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。</li> </ul>

## 税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

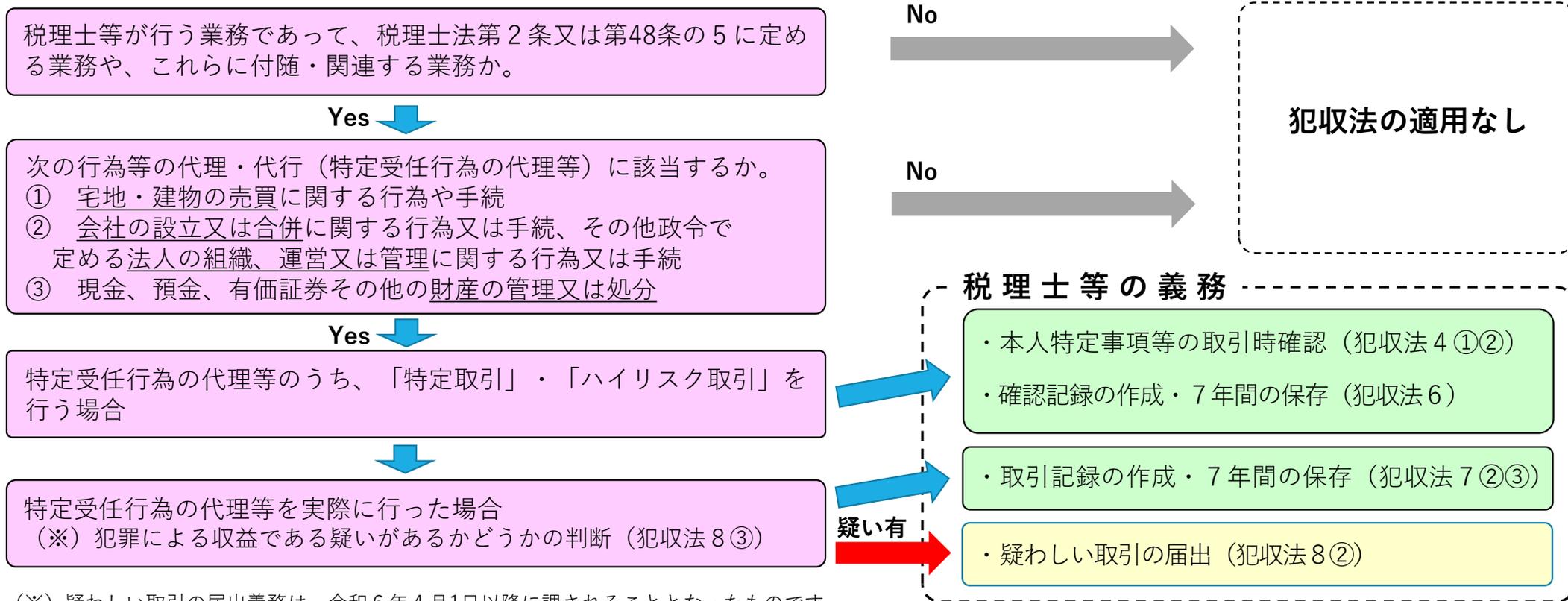
（令和7年6月30日の官報公告分）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
<p>停止 （6月）</p>	<p>法37（業務懈怠） 法37（調査妨害） 法41（帳簿作成義務違反）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者は、関与先であったAの所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、複数社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書について、これらの申告書の作成や提出等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく法定申告期限までの提出を怠り、その結果関与先に対して無申告加算税の賦課等の損害を与えた。</li> <li>被処分者は、関与先であったB社の法人税等の税務調査において、当該調査の進行を妨げることを目的として、調査担当者に対して同関与先の代表者との面接や同関与先の事務所内への立入りをさせず、調査担当者からの連絡にも正当な理由なく応答しないなど、税務職員の調査を妨げる行為をした。また、調査担当者に対する虚偽の申立てにより面接予約を取り消し、関与先代表者に税務調査が行われていることを伝えないことで、調査の進行を遅らせた。</li> <li>被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった</li> </ul>

# （犯罪による収益の移転防止に関する法律による税理士等の義務）

- 税理士等は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」という。）により、税理士として行う特定の業務・取引について、顧客の本人確認など、一定の義務が課されています（犯収法4、6、7②③、8②③、別表（第4条関係）、犯収令9、12、16、犯収規則25）。

## 犯収法上の義務の適用関係



（※）疑わしい取引の届出義務は、令和6年4月1日以降に課されることとなったものです。

## ● 補足説明

### (1) 特定取引

次の①から③の特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のほか、④、⑤の取引をいいます（犯収法4①、犯収法別表（第4条関係）、犯収令9①、犯収規則5）。

- ① 宅地・建物の売買に関する行為や手続の代理・代行の契約締結
- ② 会社等の設立・合併等に関する行為や手続の代理・代行の契約締結
- ③ 200万円超の現金、預金、有価証券等の財産の管理や処分の代理・代行の契約締結
- ④ マネー・ロンダリングの疑いがあると認められる取引
- ⑤ 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

### (2) ハイリスク取引

マネー・ロンダリングに用いられる恐れが特に高い、次の取引をいいます（犯収法4②、犯収令12）。

- ① 取引時確認に係る顧客等になりすましている疑いがある取引
- ② 取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ③ 特定国（イラン・北朝鮮）に居住・所在する顧客等との取引
- ④ 顧客等が外国PEPs（外国の元首、外国の政府等機関において重要な地位を占める者やその親族）である取引

# 税理士制度のQ & A（国税庁ホームページ掲載）

国税庁HPに掲載しています「税理士制度のQ & A」は、税理士の方々が税理士業務を行う中で、適正な業務運営を行っていただけるよう、税理士の業務、所属税理士制度、書面添付制度、税理士事務所、税理士法違反行為及び税理士法人制度について、Q & A形式により取りまとめたものです。

また、このQ & Aでは、税理士等に課せられた税理士法上の義務の内容、その義務違反を行った場合の税理士等に対する懲戒処分等の内容について、具体事例を紹介し、説明しています。

（国税庁HPトップページ）

The image shows a sequence of four screenshots from the Japanese National Tax Authority (NTA) website, illustrating the navigation path to the 'Q & A on the Tax Practitioner System' page. Red arrows and boxes highlight the specific links and menu items used for navigation.

- Screenshot 1 (Home Page):** Shows the '分野別メニュー' (Menu by Category) section. The link '税理士に関する情報' (Information related to tax practitioners) is highlighted with a red box.
- Screenshot 2 (Information Page):** Shows the '税理士をお探しの方' (For those looking for a tax practitioner) section. The link '税理士制度に関するQ&A' (Q&A related to the tax practitioner system) is highlighted with a red box.
- Screenshot 3 (Q&A Page):** Shows the '税理士制度に関するQ&A' (Q&A related to the tax practitioner system) page. The link '1. 税理士制度のQ&A' (1. Q&A on the tax practitioner system) is highlighted with a red box.
- Screenshot 4 (Q&A PDF Page):** Shows the '税理士制度のQ & A (PDF/878KB)' (Q & A on the tax practitioner system (PDF/878KB)) page. The list of contents includes: 1. 税理士の使命 (Mission of tax practitioners), 2. 税理士の業務 (Business of tax practitioners), 3. 所属税理士 (Affiliated tax practitioners), 4. 書面添付・意見聴取制度 (Document attachment and opinion hearing system), 5. 税理士事務所 (Tax practitioner office), 6. 税理士法違反行為 (Violations of the Tax Practitioner Act), and 7. 税理士法人 (Tax practitioner corporation).

改めて、税理士の使命を認識していただき、  
会則及税理士法の遵守をお願いします。

お疲れさまでした。

